私たちの給料や勤務条件は、こうやって決まる！

まず押さえておきましょう

「人事院」：公務員は組合交渉が制限されているので、国家公務員の給料や勤務条件を考えてくれる(はずの)第三者機関です。

「人事委員会」：人事院の県版。

「県職連」：4つの公務員組合が集まって活動する「群馬県職員組合連合会」の略称です

- 「県職労」…群馬県職員労働組合(県庁職員や県立病院等の組合)
- 「県企労」…群馬県企業局労働組合(企業局の組合:ダムや住宅公社関係等)
- 「高教組」…群馬県高等学校教職員組合(県立高校の組合です)
- 「県教組」…群馬県教職員組合(われらが県教組。小中特別支援校の組合です)

＝主な流れ＝

これ以外にも、打ち合わせ・交渉等を行っています

春　闘(3月頃)　組合と経営側の交渉で賃金等が決まります。
公務員の給料もこの結果で大きく左右されるので注目＆応援を

教育予算要請行動(8月)　**みんなで直接、現場の声を県教委に**
「こんな施策を実現させて!」「現場ではこんな問題が!」
「様々なとりくみをぜひ来年度予算に反映させて」

「人勧期」突入

人事院勧告(8月上旬)　民間の給料などを調べ(民調)、国に対して
国家公務員の給料や勤務条件を「今年はこうしなさい」と言います。

人事委員会要求書提出　「国はこうだけれど、群馬県ではこんな制度を！」

人事委員会要請行動　**← ここでもみんなで生の声を人事委員会へ**

人事委員会勧告(10月)　国の様子を見つつ、県の地方公務員の給料や
勤務条件を「こうしなさい」と出します。

知事宛要求書提出　「勧告は出たけれど、これがベストですよね！」と要求

人事課長要請行動　**← 勧告の問題点等、切実なみんなの声を**

知事宛ハガキ行動　**ハガキで現場の声を!交渉の時に使います。数も勝負!**

県職連交渉(総務部長交渉)(11月)　県職連の仲間と、県を相手に交渉です。
最終日には多くの組合員で夜遅くまで応援を！

教育長宛要求書提出　「学校現場はこうでしょう」と要求を出します

教育委員会交渉(11月)「給与･勤務条件･教育施策を生活のために､子どものために」

12月･2月議会　給与等､条例で決まるものがあります(4月に遡って…は12月)

通知や規則改正　３月に通知が出るもの等、反映されていること多数！